

## 平成30年度 福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県が、株式会社ブラナビプラス(以下「ブラナビプラス」という。)に委託して行う「出会い・結婚応援事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 当事業は、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、独身者に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

### (事務局の設置)

第3条 ブラナビプラスは「福岡県出会い・結婚応援事務局」(以下「事務局」という。)を設置し、事業を実施する。

### (定義)

第4条 この要綱において、「出会い応援団体」とは、独身者にボランティアで出会いの機会を提供するなど、出会い・結婚を応援する企業・団体として福岡県が認めたものをいう。

2 この要綱において、「結婚応援宣言」とは、出会い応援団体の代表者による独身者に対する結婚応援に関する自主宣言をいう。

3 この要綱において、「メールマガジン会員」とは、出会い応援団体が実施する出会いイベントの情報を、パソコン、携帯電話で受け取る者をいう。

### (出会い応援団体の活動内容)

第5条 出会い応援団体は、前条第2項に規定する結婚応援宣言を行うとともに、次の各号の一以上の活動を行うものとする。

- 一 当事業の周知、情報提供、参加の後押し
- 二 出会いの場となるパーティー、食事会、旅行、体験活動、マナーアップ講座等のイベント(以下「出会いイベント」という。)の企画・実施
- 三 出会い応援団体間での出会いイベントの企画・実施

### (出会い応援団体の対象者)

第6条 福岡県内に事務所又は事業所等がある企業及び団体で次の各号の一に該当しない者(以下「団体等」という。)は、出会い応援団体になることができる。

- 一 宗教法人(団体)及び政治団体
- 二 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするもの(NPO法人除く。)
- 2 福岡県暴力団排除条例第6条に基づき、前項に定める団体等が次の各号の一に該当するときは、前項に関わらず、出会い応援団体になることができない。
  - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
  - 二 暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体等
    - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている団体等
    - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している団体等
    - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体等

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している団体等
- オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している団体等
- カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している団体等

#### （出会い応援団体の登録）

- 第7条 出会い応援団体になろうとする者は、事務局に対し「出会い応援団体登録申込書」（様式第1号）、「結婚応援宣言（変更）届出書」（様式第2号）及び事務局が必要と認める書類を提出するものとする。
- 2 事務局は、書類審査、面接、現地調査等により登録申込みの内容を審査し、出会い応援団体として適当であると認めるときは登録を行うこととする。
  - 3 前項において、前年度以前に、事務局の指導に従わない、他の出会い応援団体に対する迷惑行為、社会的信用を損なう行為を行うなど、不適切な行為があった出会い応援団体については、登録を行わないこととする。
  - 4 福岡県は、登録申込者が第6条第2項に該当する者であるかを必要に応じ警察本部に照会し確認するものとする。
  - 5 事務局は、出会い応援団体に登録したときは、登録証を交付するものとする。ただし、登録証の有効期間が満了した出会い応援団体については、第1項から第4項までの規定にかかわらず、事務局が別途意向を確認の上、登録証を交付するものとする。
  - 6 登録に際し、事務局への登録料・手数料等の料金は要しない。
  - 7 登録証の有効期間は、交付した日から翌年度末までとする。
  - 8 出会い応援団体は、企業及び団体名、代表者名、連絡先などの登録内容に変更が生じた場合は、事務局に変更内容を連絡しなければならない。
  - 9 出会い応援団体は、登録を辞退する場合は、事務局に連絡するとともに、速やかに登録証を返還しなければならない。

#### （結婚応援宣言の実施）

- 第8条 出会い応援団体の代表者は、福岡県が別に定める「結婚応援に関する自主宣言ガイドライン」を踏まえ、結婚応援宣言並びに宣言後の環境整備及び支援に取り組むものとし、個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように、十分配慮するものとする。
- 2 事務局は、結婚応援宣言の内容を確認の上、前条第5項の登録証に添えて、同条第1項の届出内容を記載した「結婚応援宣言書」（様式第3号）を送付するとともに、事務局が運営するホームページにて、結婚応援宣言情報を発信するものとする。
  - 3 前項の「結婚応援宣言書」を受領した出会い応援団体の代表者は、当該宣言書に記名押印の上、自団体内に掲示する等の方法により、宣言内容を明示するものとする。

#### （出会い応援団体の情報提供）

- 第9条 事務局は、出会い応援団体の同意を得て、当該出会い応援団体の団体名、代表者及び担当者氏名等の情報を他の出会い応援団体に提供することができる。

#### （出会いイベントの実施）

- 第10条 出会いイベントは、事務局が別に定める「出会いイベント開催要領」に基づき、事務局の指導、助言を受け実施する。
- 2 出会い応援団体は、出会いイベントの実施に当たり、次のことを遵守しなければならない。
    - 一 出会いイベントを実施する経費については、福岡県及び事務局は助成しないため、出会い

応援団体が負担すること。

- 二 出会いイベントの実施に際し、出会いイベント参加者（以下「参加者」という。）から参加料を徴収する場合は、当事業の趣旨を踏まえ、適正な水準で設定すること。
  - 三 出会いイベントの内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でない認められる内容を含まないこと。
  - 四 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
  - 五 出会いイベントを安全に実施できるための施設・設備等の環境の確保、会場設営上の必要な配慮及び出会いイベントの企画実施に当たって必要な周辺環境等への配慮など、事故防止に万全を期すこと。
  - 六 出会いイベントを開催するに当たっては、関係する法令を遵守すること。
  - 七 出会いイベントに関する参加者からの苦情等については、責任と誠意を持って対応すること。
- 3 出会い応援団体は、出会いイベントを実施しようとするときは、事務局に「出会いイベント実施計画書」（様式第4号-1又は様式4号-2）を提出することとする。
  - 4 事務局は、出会いイベント実施計画書の内容を確認、調整した上で、事務局が運営するホームページ及びメールマガジンにて、出会いイベント情報の発信を行うこととする。
  - 5 出会い応援団体は、出会いイベント終了後、速やかに「出会いイベント実施報告書」（様式第5号）により実施状況を事務局に報告することとする。なお、出会いイベントが不催行となった場合にも、同様に報告することとする。

#### （個人情報の適正な取扱い）

- 第11条 出会い応援団体は、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び福岡県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。第7条第3項及び第9項並びに第14条に基づき出会い応援団体でなくなった後においても同様とする。
- 2 出会いイベントへの申込者（以下「申込者」という。）や参加者の個人情報は、出会い応援団体の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用してはならない。
  - 3 出会い応援団体は、参加者の個人情報の問合せには、事前事後を問わず応じてはならない。
  - 4 参加者が個人情報の交換を行う場合にあっては、出会い応援団体は、個人間の自己責任においてこれを行わせなければならない。

#### （部落差別事象の発生の防止）

- 第12条 出会い応援団体並びに申込者又は参加者は、福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例の精神を尊重し、自ら啓発に務めるとともに、福岡県が実施する施策に協力する責務を有する。
- 2 出会い応援団体並びに申込者又は参加者は、申込者又は参加者の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を行い、又は依頼する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為、その他の結婚に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

#### （出会いイベントへの参加の制限）

- 第13条 独身者が出会いイベントへの参加を希望する場合であっても、次の各号の一に該当する場合は出会いイベントへの参加を制限することができるものとする。
- 一 事務局の指導に従わない場合
  - 二 出会い応援団体に対する迷惑行為が認められる場合
  - 三 本要綱に反する行為若しくは本事業の社会的信用を失墜させる行為を行う、又はそのおそ

れがあるなど、不適切と認められる場合

(出会い応援団体登録の取消)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、事務局は、出会い応援団体登録を取り消し、その旨を通知するものとする。

- 一 本要綱に反する行為があったと認められる場合
  - 二 事務局の指導に従わない、他の出会い応援団体に対する迷惑行為を行う、本事業の社会的信用を損なうおそれがあるなど、出会い応援団体として不適切と認められる場合
- 2 前項の場合において、出会い応援団体は速やかに登録証を返還しなければならない。

(メールマガジン会員)

第15条 メールマガジンによる出会いイベント情報の配信を希望する者は、事務局が運営するホームページ及び携帯電話向けサイトを通じ、次に掲げる項目を登録するものとする。

- 一 配信を希望するメールアドレス
  - 二 性別
  - 三 生まれた年
  - 四 お住まいの地域
  - 五 希望する配信元
  - 六 メール配信時間帯
- 2 事務局は、メールマガジン会員が、当事業の目的に反する利用をした場合並びに他の参加者及び出会い応援団体等に対する迷惑行為を行った場合には、当該会員の登録を取り消すことができる。

(事務局の事務)

第16条 事務局は、他に規定するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 出会い応援団体の募集、審査、登録
- 二 メールマガジン会員の募集、登録
- 三 出会い応援団体への指導、助言、支援
- 四 研修会及び交流会の実施
- 五 ホームページ及びメールマガジンによる出会いイベント情報の発信
- 六 その他本事業の実施に関し必要な事務

第17条 この要綱を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 出会い応援団体登録申込書

平成 年 月 日

福岡県出会い・結婚応援事務局 殿

申込者 ふりがな  
団体名  
代表者職名  
ふりがな  
代表者氏名 印  
生年月日 S・H 年 月 日

「出会い・結婚応援事業」の趣旨に賛同して、下記のとおり「出会い応援団体」への登録を申込みます。なお、登録の上は、「福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱」を遵守します。

### 記

1 団体の所在地

(〒 - )  
住所:

2 担当者

所属:  
氏名:  
電話:  
FAX:  
メールアドレス:  
団体URL:

3 団体の概要

(1) 業種:

結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を  
 業としている  業としていない ※  
 宗教法人(団体)又は政治団体である ※  
 宗教法人(団体)又は政治団体ではない

※該当する□を  
チェックして  
ください

(2) 設立年月日: 年 月 日

(3) 従業員又は会員数: 人  
うち独身者の数: 男性 人程度、女性 人程度

4 出会い応援団体として実施したい活動の内容

- 当事業の周知、情報提供、参加の後押し  
 出会いの場となるパーティー、食事会、旅行、体験活動、マナーアップ講座等のイベントの企画・実施  
 出会い応援団体間での出会いイベントの企画・実施

※下記の書類を添付してください。

- ・結婚応援宣言(変更)届出書(様式第2号)
- ・団体の概要や業種に関する資料(定款、パンフレット等)
- ・申込者が法人の場合は、役員のお名前(ふりがな)、性別及び生年月日を記載した役員名簿

※必要に応じて、財務諸表等を提出していただく場合があります。

(様式第2号)

## 結婚応援宣言（変更）届出書

平成 年 月 日

福岡県出会い・結婚応援事務局 殿

団体の所在地

〒

住 所

連絡先

団体URL

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

結婚応援宣言について、下記のとおり届け出ます。

記

宣言（取組）内容	
----------	--

(宣言例)

- ・従業員に対して、出会い・結婚応援事業の周知、情報提供を行います。
- ・従業員に対して、メールマガジン「あかい糸めーる」の登録を呼びかけます。
- ・地域の独身者を対象とした出会いイベントを年〇回開催します。
- ・従業員を対象とした出会いイベントを年〇回開催します。
- ・出会いイベントへの参加費を補助します。
- ・社内に結婚応援相談窓口を設置します。
- ・従業員に対する結婚祝い金制度を創設します。
- ・従業員に対する結婚休暇制度を創設します。
- ・社内報への掲載、管理職員研修の実施により、結婚休暇制度の周知、取得促進に努めます。
- ・結婚後も働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

※ 宣言（取組）内容、団体情報（団体名、所在地、連絡先、団体ホームページのURL）については、事務局が運営するホームページに登録し、情報発信を行います。

## 結婚応援宣言書

我が社（団体）は、個人の考え方や価値観を尊重しつつ、結婚を希望する独身者の願いが叶うよう、次の取り組みを行うことを宣言します。

### 【取組内容】

平成 年 月 日

団体名称

代表者職名 氏名



(様式第4号-1) ※旅行を除く出会いイベント用

## 出会いイベント実施計画書

平成 年 月 日

福岡県出会い・結婚応援事務局 殿

団体名  
代表者氏名

次のとおり出会いイベントを開催したいので届け出ます。

団体登録番号	第 _____ 号 ※必ず記入ください
イベント名称	
イベント紹介文	
日 時	日時 日程 その他 ( ) ※該当に○を付けてください
	平成 年 月 日 ( 曜日) (開始時間) : ~ (終了時間) : (受付開始) : ~
会 場	会場 場所 目的地 その他 ( ) ※該当に○を付けてください
	(所在地 : )
内 容	内容 行程 その他 ( ) ※該当に○を付けてください
参加資格	歳以下の独身男女
参加費	円
募集人員	男性 名                      女性 名
応募方法	※HP・メルマガでは、次のとおり表示されます 応募用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAXまたはメールにてお申し込みください。
問い合わせ ・申込み先	(団体名) (担当者名) (住所) 〒  (電話番号) (FAX番号) (メールアドレス)
キャンセルに 関する事項	平成 年 月 日 ( 曜日) 以降 キャンセル料 : 円
申込締切・抽選日	申込締切 : 平成 年 月 日 ( 曜日) 抽 選 日 : 平成 年 月 日 ( 曜日)



<p>当選通知</p>	<p>受付終了時から_____日以内に郵送 ※必ず記入ください</p> <p>※HP・メルマガでは、次のとおり表示されます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○参加決定方法：抽選</li> <li>○参加決定者のみ、主催者より受付終了時から_____日以内に郵送で通知が届きます。</li> <li>○参加決定確認の問い合わせ等につきましては、一切お答えできません。</li> <li>○より健全な出会いイベントを実施するため、当日ご本人であることを確認できる身分証（運転免許証等）をご提示ください。確認できない場合は参加できません。</li> </ul>
-------------	--

※団体確認欄（なお、下記担当者については、当該イベントへの参加は御遠慮ください。）

<p>当日の担当者</p>	<p>責任者（氏名）：</p>
	<p>司会者（氏名）：</p>

(様式第4号-2) ※旅行を伴う出会いイベント用

## 出会いイベント実施計画書

平成 年 月 日

福岡県出会い・結婚応援事務局 殿

団体名  
代表者氏名

次のとおり出会いイベントを開催したいので届け出ます。

団体登録番号	第 _____ 号 ※必ず記入ください
イベント名称	
イベント紹介文	
日時	日時 日程 その他 ( ) ※該当に○を付けてください
	平成 年 月 日 ( 曜日) (出発時間) : ~ (帰着予定時間) : (受付開始) : ~
集合場所	(所在地: )
会場	会場 場所 目的地 その他 ( ) ※該当に○を付けてください
	(所在地: )
内容	内容 行程 その他 ( ) ※該当に○を付けてください
参加資格	歳以下の独身男女
参加費	円 (含まれているもの: ) 《内訳》 イベント費用 円 (含まれているもの: ) 旅行費用 円 (含まれているもの: )
	～以下の文章もあわせて掲載いたします～ ※参加決定者は、旅行者（旅行会社名）に旅行申し込みをし、旅行費用をお支払いすることとなります。詳しい旅行条件を記載した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。
募集人員	男性 名
	女性 名
	最少催行人数 名
応募方法	※HP・メルマガでは、次のとおり表示されます 応募用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAXまたはメールにてお申し込みください。

イベントに関する 問い合わせ ・申込み先	団体名： 担当者名： 住所：〒  電話番号： FAX番号： メールアドレス：
旅行に関する お問合せ・ 旅行企画・催行	旅行会社名： 担当者名： 住所：〒  電話番号： 旅行業登録番号： 旅行業協会（JATA、ANTA）に加盟しているか否か：
バス会社名	
添乗員の有無	有 ・ 無
キャンセルに 関する事項	【イベント費用に係るキャンセル料】 平成 年 月 日（ 曜日）以降 キャンセル料： 円 【旅行費用に関するキャンセル料】 ・ 日前～ 日前→旅行代金の % ・ 日前～ 日前まで→旅行代金の % ・ 出発前日→旅行代金の % ・ 出発当日→旅行代金の % ・ 旅行開始後→旅行代金の %
申込締切・抽選日	申込締切：平成 年 月 日（ 曜日） 抽 選 日：平成 年 月 日（ 曜日）
当選通知	受付終了時から_____日以内に郵送 ※必ず記入ください ※HP・メルマガでは、次のとおり表示されます ○参加決定方法：抽選 ○参加決定者のみ、主催者より受付終了時から____日以内に郵送で通知が届きます。 ○参加決定確認の問い合わせ等につきましては、一切お答えできません。 ○より健全な出会いイベントを実施するため、当日ご本人であることを確認できる身分証（運転免許証等）をご提示ください。確認できない場合は参加できません。

※団体確認欄（なお、下記担当者については、当該イベントへの参加は御遠慮ください。）

当日の担当者	責任者（氏名）：
	司会者（氏名）：

(様式第5号)

## 出会いイベント実施報告書

平成 年 月 日

福岡県出会い・結婚応援事務局 殿

団体名  
代表者氏名

出会いイベントの実施結果について、下記のとおり報告します。

### 記

項目	内容
イベント名称	
当日の担当者	責任者（氏名）： 司会者（氏名）：
日時	平成 年 月 日（ ）：～：
場所（会場）	
実施内容（具体的に）	
募集人数	男性： 人 女性： 人
応募者数	男性： 人 女性： 人
参加者数	男性： 人 女性： 人
参加費	円
カップル成立数	組
実施事業の評価	※実施して良かった点、改善すべき点などお気づきになったことがありましたらお書きください。